

# 東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者の 長期的健康管理の実施状況について

令和3年9月13日

厚生労働省では、東京電力福島第一原子力発電所の事故収束に当たった緊急作業従事者の被ばく線量や健康診断結果等をデータベースに登録し、被ばく線量に応じたがん検診等を実施するなど緊急作業従事者の長期的健康管理<sup>※1</sup>を実施しています。

※1 「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（平成23年10月11日制定。平成27年8月31日改正。以下「大臣指針」といいます。）に基づいています。

## 1 登録証の送付状況

厚生労働省では、緊急作業従事者に対して、長期的健康管理システムにデータが登録されていることを証する「東電福島第一原発緊急作業従事者登録証」（以下「登録証」といいます。）を発行、送付しています。

登録証は、緊急作業従事者 19,812 人（令和3年8月現在）のうち、現在までのところ、19,714 人（99.5%）に送付済みです。登録証を送付できていない 98 人のうち、死亡者や拒否者など 45 人を除く住所不明等 53 人に対しては、引き続き住所の確認を実施し登録証を送付していきます。

## 2 手帳の発行状況

厚生労働省では、緊急作業従事期間の被ばく線量（実効線量）が1年につき50mSvを超える緊急作業従事者（以下「特定緊急作業従事者」といいます。）に対して、「特定緊急作業従事者等被ばく線量等記録手帳」（以下「手帳」といいます。）を発行しています。

手帳は、特定緊急作業従事者 911 人（令和3年8月現在）のうち、申請があった 891 人（97.8%）に発行済みです。

### 3 大臣指針に定めるがん検診等<sup>※2</sup>の実施状況

平成 29 年 10 月から令和 3 年 3 月末までの間における特定緊急作業従事者に対する大臣指針に定めるがん検診等の実施状況については表 1、2 のとおりです。令和元年 10 月から令和 3 年 3 月末までの期間で白内障に関する眼の検査の受診率が低下しているのは、新型コロナウイルス感染症の流行による受診控えが影響しているものと考えられますが、引き続き、対象者の方々に受診を勧奨してまいります。

※2 大臣指針は、緊急作業従事期間の被ばく線量が 1 年につき 50mSv を超える緊急作業従事者に対して白内障に関する眼の検査を、100mSv を超える緊急作業従事者に対してがん検診等をおおむね 1 年ごとに 1 回実施することを事業者に求めています（離職後は国が実施）。これらの検査結果は、本人の同意のもと厚生労働省に集められ、厚生労働省のデータベースに登録されます。

表 1 大臣指針に定める白内障に関する眼の検査の実施状況

	令和元年 10 月から令和 3 年 3 月末まで <sup>※3</sup>	平成 30 年 10 月から令和元年 9 月末まで	平成 29 年 10 月から平成 30 年 9 月末まで
対象者数 <sup>※4</sup>	890 人	898 人	900 人
実施者数 <sup>※5</sup>	436 人	610 人	608 人
実施率	49.0%	67.9%	67.6%

※3 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い直近の集計期間を半年間延長しました。

※4 両側白内障手術済み（平成 30 年 10 月時点以降）、死亡、海外在住は除いています。

※5 期限までに回答が得られない場合は未実施として計上しています。

表 2 大臣指針に定めるがん検診の実施状況

	令和元年 10 月から令和 3 年 3 月末まで <sup>※6</sup>	平成 30 年 10 月から令和元年 9 月末まで	平成 29 年 10 月から平成 30 年 9 月末まで
対象者数 <sup>※7</sup>	173 人	174 人	174 人
実施者数 <sup>※8</sup>	154 人	151 人	155 人
実施率	89.0%	86.8%	89.1%

※6 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い直近の集計期間を半年間延長しました。

※7 死亡、海外在住は除いています。

※8 期限までに回答が得られない場合は未実施として計上しています

#### 4 健康相談・保健指導窓口における相談状況

厚生労働省では、緊急作業従事者を対象とした健康相談・保健指導の窓口を委託事業により設置しています。日本全国どこからでもフリーダイヤルによる電話相談が可能で、予約により、医師、保健師等による対面による健康相談や保健指導を受けることができます（フリーダイヤル 0120-808-609）。

令和2年度の健康相談実施状況は、表3、4のとおりです。

表3 健康相談・保健指導等実施件数  
(令和2年4月から令和3年3月末まで)

健康相談等	366
電話相談	253
窓口による対面相談	106
文書による相談	7
データベース情報照会対応	882

表4 相談内容延件数

I 被ばくと健康影響について	33
・現在の健康状態と被ばくの関係	17
・現在の健康状態についての労災適用の可能性	8
・その他	8
II 長期的健康管理システムについて	17
・登録証に関する問い合わせ	12
・健康診断及びがん検診に関する問い合わせ	1
・その他	4
III 被ばく線量の照会	10
IV 今後の健康管理方法	156
・健康維持管理方法	106
・病気治療についての指導・相談	49
・その他	1
V 企業からの相談	10
VI その他（住所変更や死亡の報告等）	191